

# 地方自治体における文化行政の課題

河野真一

## 一 はじめに

ここ数年来、新聞・雑誌・テレビ等のメディアを通して、あるいは国・地方自治体・民間企業をも含めて、まるで何か取りつかれたかのようになられてきた。

その象徴的な出来事として、いわゆるメセナ元年と呼ばれているように、平成元年二月には(社)企業メセナ協議会が発足するとともに、同年十一月には、経団連による「1%クラブ」が創設された。また平成二年三月には、政府出資五百億円と民間からの寄付金百億円を併せた「芸術文化振興基金」が創設されている。

この時期を前後して企業や自治体による文化財団の創設や美術館・博物館等の建設、あるいは冠協賛による文化事業への財政的援助等といった様々な形態をとりながら、文化芸術分野へ多額の資金が投入されてきた。しかし、その「文化ブーム」も平成三年に入ってバブル経済の崩

壊により、急速に見直しの機運が広がり、特に企業協賛による多くの文化事業が中止や延期の事態に至っている。また、税収の悪化により自治体の文化予算についてもその影響を受けている。

このような状況を踏まえて、まず地方自治体における「文化行政」の概念がこれまでいかに変遷してきたのかといったマクロ的側面から「文化」をとらえなおしてみると、ミクロ的側面からは、本市の文化行政の展開を具体例として、地方自治体の「文化行政」の課題等について所感を述べたいと思う。

## 二 地方自治体における「文化行政」概念の変遷

地方自治体は、これまで「文化行政」の概念をどのようにとらえてきたのであろうか。その流れをおおまかにみてみよう。「文化行政」や「行政の文化化」といった言葉は、昭和五十年

代に入って広く使われ出したと言われている。とりわけ「地方の時代」と呼ばれる提言をキャッチフレーズに、自治体が政策として「文化」の問題をとりあげ、文化会館の建設や、「ふるさと文化」の振興等といった意欲的な取り組みをおこなったこと(現在も基本的にはその延長線上にあると言ってもよい)がその推進力となっている。

地方自治体において「行政の文化的展開」という言葉が公式文書に使われたのは、一九七五年四月に兵庫県文化局が発行した「新しい生活文化の創造」といういわゆる「兵庫パンフ」とよばれるものが、最初であるときている。この時期は、大阪府・兵庫県に文化局が設置され、文化行政の黎明期といえる。新しい「文化行政」の概念づくりの模索が始まったばかりで、従来の教育委員会主管の文化財保護や、社会教育の枠を超え、「芸術文化」よりかなり幅広い「生活文化」という枠組みでとらえていくという試みの第一歩であった。

これにさらに理論的構築を加えたのが、総合研究開発機構(NIIRA)からの調査委託を受けたCDIのレポート「地域社会における文化行政システムに関する研究」である。このレポートによってよりよい文化行政システムを作り上げる上で、むしろ根源的な課題として「行政の文化化」という発想が開示されたのである。

これを受けて、一九七六年から兵庫・神奈川両知事から「文化アセスメント」という造語が提案され、「文化行政」は個別の文化事業だけではなく、日常の事務事業の中に文化的な要素を組み込むこと、それを具体的に実践していくこととされたのである。これが、「文化のための一%システム」や「文化の屋根事業」というハード面において、表現されていくこととなる。

この「行政の文化化」の概念を基本構想にとりいれ、庁内に文化化推進会議を設置したのが埼玉県であり、行政の「文化的視点」として「人間性」・「地域性」・「創造性」・「美観性」の基準が設定された。そして、この文化行政についての基本方向を全国的な規模で確認し、全国的な広がりのできかけとなったのが、一九七九年十一月に横浜で開催された「第一回全国文化行政シンポジウム」であったといえる。この会議を契機として、毎年各地で「文化行政」のシンポジウムが開催され、今年で十三回目に

至っている。

### 三——問い直される「文化行政」の領域

以上これまでの地方自治体の「文化行政」の概念についての取組みを述べてきた。ところが、行政の文化担当者が依然として「文化」とどこまでかわりを進めていけばよいかに頭を悩ましている現状を踏まえてみれば、やはりこの「概念」づくりについて数多くの理論的探求が行われたにもかかわらず、今一つ普遍的な理解を得にくく、実践とうまくつながっていかなかったのではないかという疑問がある。

確かに、文化施設の全国的展開、まちづくりへ「文化」的視点の導入、文化イベントの多様化と量的拡大、文化振興財団等の制度的整備、「文化」を基本戦略とした「まちおこし」的イメージアップへの適用(歴史的町並み保存や観光産業への適用)と、様々な方面にわたって地方自治体の「文化行政」は数多くの実績をつくってきたといえる。しかし、その結果「文化行政」の概念は大きくふくらまされ、より一層とらえどころのないものとなってしまった。これはむしろ、これまで比較的「文化」的事業とはつながりの薄かった既存の各々の組織体や団体が、「文化」という言葉やイメージを利用しながら、

自主事業の拡大を図ってきたのが実態(?)ではないだろうか。従って、かつて盛んに唱えられた総合行政としての「行政の文化化」の理念は置き忘れられるか、あるいは庁舎の装飾化や行政文書の見直し、広報誌のデザイン重視等といったものにむすびつけられてしまった。そして事業がある程度既存化してくると、もう「文化」はこれで十分だ、あるいは「文化行政とは一体何なのか?」といった疑問が改めて湧きおこってきているのが現状であろう。

そこで、このように拡散してきた「文化行政」の範囲を改めてとらえ直す必要が生まれてきている。つまり本来の「芸術文化振興」についての見直しである。各々の文化事業に対する実践的取組みをより良好なものへ、そしてより精緻なものにしていくための仕組みづくりへの探求である。その具体的なあらわれが、運営を含めた「公共ホールのあり方を考える」といった一連のシンポジウムの開催である。あるいは芸術文化に対するかわりを単に行政面からだけでなく、企業や大学あるいは地域社会といったトータルな視点からとらえ、いかに芸術文化活動を有効的に支援し、運営していくかといったシステムづくりを考えていく「アートマネジメント」・「アートプロデュース」学の開発・研究である。さらには芸術文化を国民経済の中で

どのように位置付けどのように分担するかという文化政策の研究等、マクロ的に文化と経済のかかわりを考えていく「文化経済学会」の発足である。このような動向は、芸術文化の運営や支援に対してマクロ・ミクロの両面から具体的な実践例や現象を調査・分析するとともに、有効なシステム構築を図っていくための手法開発をめざすものといえるのではないだろうか。要するに「文化行政」に対する抽象的な概念づくりや、試行錯誤的な事業展開から脱皮し、具体的な技術論・応用テクニクを探求する時期をようやく迎えるようになったといえよう。

#### 四——本市の文化行政の展開について

横浜市において、全市的な文化行政のあり方についての具体的な提言が示されたのは、昭和五十八年六月七日付の横浜市民文化振興協議会報告書「豊かな市民文化の創造を求めて」においてであった。同協議会は、市民局市民文化室を中心に昭和五十六年六月から昭和五十八年四月までの間、十一回にわたりテーマ毎に検討をおこない、昭和五十七年九月の中間意見要約を経て報告書を提出している。第一部会（文芸・教養）、第二部会（美術鑑賞・創作）、第三部会（音楽・伝統芸能・演劇）に分れ、各分野の専

の専門家からの多くの提言が報告書に出されている。報告書は六章から構成され、現在においても参考となる指摘が多い。例えば第一章の二「文化情報の提供について」では、本市の文化情報が「広報よこはま」を除いて、ごく一部の市民しか知られていない点を指摘し、市の中心部と周辺部の格差を解消するような「文化情報センター」の設置を提案したり、第二章の「文化施設のあり方について」では、現有施設としての公会堂の改善案や、市民生活に密着した文化施設（区民文化センター）のあり方として、フランスの「メゾンド・キュルチュール」を参考にとの指摘がある。また第三章の「文化活動と人材確保について」では、文化担当職員が、じつくり市民と係り合いをもち、その中から自分なりの見識を高めていけるような人事、待遇を考慮すべきであると述べたり、施設関係職員として、公会堂や文化施設の職員の絶えざる再教育の必要性を展開している。

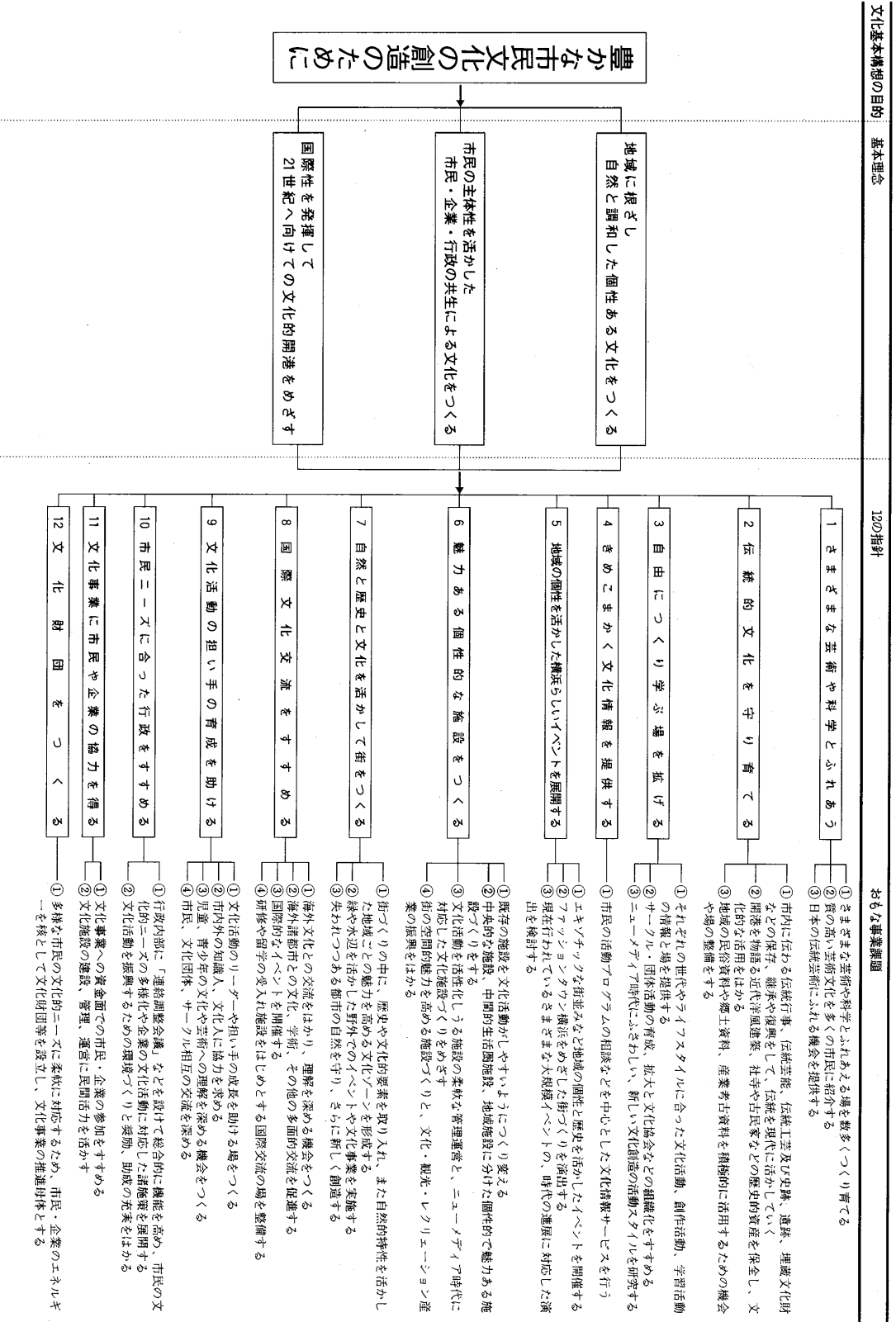
この提言を受けるとともに、昭和五十六年十二月に策定さ

れた本市の総合計画である「よこはま21世紀プラン」にも、文化基本構想の策定がうたわれていることから、昭和六十年五月に本市の文化行政の指針となる「横浜市民文化基本構想」が市民局市民文化室によって策定されている。同構想においては、「豊かな市民文化の創造のために」という目的が掲げられ、三つの基本理念（①地域に根ざし、自然と調和した個性ある文化をつくる。②市民の主体性を活かした市民・企業・行政の共生による文化をつくる。③国際性を発揮して、21世紀へ向けての文化的開港をめざす）

表-1 横浜市民文化振興協議会報告書  
—豊かな市民文化の創造を求めて—

第1章 文化活動の機会づくりについて
1. 文化事業の企画について
2. 文化情報の提供について
3. 市民と行政の協力組織について
第2章 文化施設のあり方について
1. 現有施設の整備改善と有効利用について
2. 今後の文化施設のあり方及び区民文化センターについて
3. 文化施設の運営について
第3章 文化活動と人材確保について
1. 市民側から
2. 行政側から
3. 人材の活用について
第4章 文化活動の奨励と助成について
1. 助成制度への考え方
2. 助成制度の改革の方向性
第5章 横浜らしいイベントについて
1. 現状と問題点
2. イベントの仕掛けについて
3. 横浜らしいイベントについて
第6章 横浜市の美術館構想について
1. 基本構想の具体化にあたって
2. 美術館の名称について
3. 美術品等収集について
4. 学芸員と普及関係の人材について
5. 企画展について
6. 子供のアトリエについて
7. その他普及関係について

表-2 横浜市文化基本構想の体系図



と十二の指針、そして各指針に係る主な事業課題を提示している。いわば、先の提言を体系的に整理したものといえる。

これらを受けて、平成元年十一月に作成された改訂版「よこはま21世紀プラン」では、第二部第二節第六項において「快適で文化的な都市づくり」と、第三部第一章第二節の「豊かな市民文化の創造」において(1)「市民文化の振興と活動の奨励」(2)「文化環境の整備充実」(3)「文化財の保存と継承」の三項目が提示されている。さらにこれを具体化する「よこはま21世紀プラン第三次実施計画」(一九九〇年～一九九四年)では、(1)に対応して①文化振興財団の設立等、市民・企業・行政の協力による豊かな市民文化の創造②区役所の支援による個性ある地域文化の創造③市民の国際理解を深めるための海外との文化交流の推進、を挙げている。(2)については、①都心部の魅力ある文化的環境の整備②中域生活圏の文化環境の整備と各区の文化的資源を活かした魅力ある環境づくりの推進③身近な施設から広域的な施設までのバランスある施設整備の推進を掲げている。また(3)として①文化財の調査研究②文化財の保存・継承③文化財の公開・活用、を挙げている。そして、この「よこはま21世紀プラン第三次実施計画」(一九九〇年～一九九四年)のフレームワー

クに沿ったかたちで、本市の文化行政は展開され、現在に至っているといえる。

以上、これまでの本市の文化行政の取り組みの大きな流れについて述べてきたが、それでは一体どの程度の予算が文化行政関連に配分されているのであろうか。文化行政の範囲を狭義にとらえ、「芸術文化振興」及び「文化財の保全等」の領域に限定して(いわゆる文化的まちづくりと呼ばれるような都市デザイン等のハード的整備や観光的色彩のあるイベントについては除く)試算してみよう。なお積算数値は「平成四年度(一九九二年)予算概要」を基礎参考資料とした。

以上おおまかに一般会計の中で「文化行政」関連事業をピックアップしてみると、総計で八

表一 3 よこはま21世紀プラン第3次実施計画

事業名	事業内容	水準		
		元 年	6 年	12 年
専門的な文化施設の整備	能楽堂完成1館 音楽系・演劇系ホール等の構想検討		完 成	構 想 完 成
多目的文化施設の整備	市民ホール完成1館 整備着手1館 構想検討1館 スポーツ文化ホール完成1館 整備着手1館	1 館	2 館	4 館
身近な文化施設の整備	区民文化センター完成7館 整備着手3館		7 館	全 区
緑と水辺をいかした文化施設の整備	芸術の森構想検討 アートセンター整備着手1か所 野外音楽堂整備着手1か所		構 想 完 成	構 想 完 成
多様なニーズに対応した施設の整備	情報文化センター整備着手 もののはじめ村構想検討		1 着 手	2 着 手 完 成
歴史博物館の建設	建設		完 成	完 成
遺跡・史跡の保存・整備	大塚・歳勝土遺跡の整備 茅ヶ崎城址の整備	事業中	完 成	完 成
文化振興財団の設立	財団設立		財 設	団 立

十八億四千八百三十三万円となり、一般会計の一兆二千六百六十六億二千六百三十八万円に占める割合は、約〇・七％となっている。また「文化行政」関連事業内において、文化施設の建設といった文化のハード面での整備の金額が五十一億三千六百六十七万四千円(歴史博物館等建設費がその中で四二・三％を占める)にのぼり、全体の約五八％を占めるかたちとなっている。また文化財保護費が全体の約六・五％を占めていることから、ソフト面での「文化行政」関連費は全体の三五・五％にしか過ぎないことになる。従って本市の場合には、これからも各区民文化センター等の施設整備が続くため依然として、ハード面に予算が配分されていくであろう。今後は管理運営面を含めたソフト面への

表-4 平成4年度一般会計局別一覧による「文化行政」関連経費

	(単位千円)
(1)総務局	286,167
①横浜開港資料館費	242,273
(内訳)・資料収集調査研究費	99,755
・資料館管理運営費	142,518
②大佛次郎記念館運営費補助金	43,894
(2)市民局	5,488,244
①地域振興費(区自主事業費における地域文化振興費)	116,617
②市民文化費	5,371,627
(主要内訳)	
・区民文化センター整備費	1,311,182
・横浜市文化振興財団補助金	232,889
・旭区民文化センター運営費	129,861
・泉区民文化センター開設準備費	8,344
・その他文化施設運営費	539,781
・能楽堂建設費	1,648,994
・横浜彫刻展開催費	38,650
・文化基金積立金	75,200
・横浜市美術振興財団補助金	497,935
・美術館管理運営費	847,391
・横浜フランスシネマフェスティバル開催費	15,000
・地域文化推進活動費等	26,400
(3)教育委員会	3,073,927
①社会教育費	102,663
(内訳)・講座等開設費	78,345
・横浜文化賞費	10,391
・市民生活文化交流講座開設費	13,927
(上海・メルボルン・ボンベイ)	
②文化財保護費	576,683
・市指定・地域文化財保護育成費	106,294
・横浜市歴史博物館開設準備費(資料収集等)	313,239
・横浜市ふるさと歴史財団出捐金	100,000
・三殿台考古館再整備事業費	15,000
・県史跡市ヶ尾横穴古墳保存整備事業費	13,000
・横溝屋敷管理運営費	18,620
・ふるさと横浜体験スクール事業費	10,530
③教育文化センター費	218,083
・自主事業費(教養事業・鑑賞事業・伝統芸能・有名美術展等)	115,722
・文化振興費(文化団体の助成等)	32,361
・サンディエゴ現代美術展(市民ギャラリー等)	30,000
・ヨコハマ版画・写真展示	40,000
(コンスタンツァ・ブカレスト)	
④歴史博物館等建設費	2,176,498
・横浜歴史博物館建設費	1,839,725
・野外施設整備費	35,389
・大塚・歳勝遺跡買収費	301,384
合計	8,848,338

横浜市は開港以来西洋文明の窓口となった歴史的背景や、現在みなとみらい21地区を中心としたコンベンション都市施設の整備が進む中

例え、住民一人当たりのコンサートの数を例にとると、東京二十三区を百とした場合、いわ

かなりの努力を払っていったとしても、長期にわたって依然として文化的貧困のギャップが埋まらない可能性が高いといえるであろう。

### 五 本市の文化行政における課題

予算配分を強めていくとともに、できれば総額で一般会計の1%を達成を目指し、「国際文化都市」にふさわしい充実した文化事業の展開が期待されよう。

で、「国際文化都市」のイメージを強くアピールしようとしている。しかしながら、一九八八年の「びあ総合研究所」が実施した「都市文化センサス」(文化施設の数、その利用形態、どのようなソフトが提供されているかなどを、首都圏・大阪・名古屋と地方七都市について調査したもの)によると、「首都圏郊外の文化砂漠化」が一層明確になっていることを示している。

ゆる首都圏郊外では、一三・一、地方都市の平均では四五・六と、首都圏郊外にきわだった文化の貧困さが歴然と現れる結果となっている。この原因については、宅地開発による人口の急増に、文化施設の建設が全く追いついていかなかったという時代背景が挙げられよう。従って本市においても、今後文化施設の供給に

以上マクロ的側面から本市の「文化行政」の課題を指摘したが、ミクロ的側面からいくつかの課題を指摘したい。先ず第一点として本市においては、「文化行政」に係っているセクションとして①市民局市民文化部文化振興課・文化施設課、②市民局市民文化部文化事業課、③横浜市文化振興財団、④横浜市美術振興財団、⑤各区役所地域文化振興担当がある。この中で、全市民的な「文化行政」の長期計画・総合調整・施設の計画的配備等を行っている①や横浜美術館の管理運営を行っている④を別として、②③⑤までいづれも既存の文化事業を抱えており、演劇・音楽コンサートといったエリアでは、かなりの内容が重複しており、必ずしも明確な機能分担の下に事業展開が行われていないのが現状である。また有機的な連携をとりながら事業共催が行われている場合も少ない。文化行政関係組織のよりよい協力関係を模索していく必要がある。

第二点として高齢化社会の急速な進展と余暇時間の増加が進む中で、益々その領域と需要が拡大していくであろう「生涯学習」との関連である。文化講座の開設や、いわゆる習いごとといわれるお稽古ごと等の発表（踊り・茶道・書道・絵画・手工芸等）といった文化事業的色彩の濃いものについてどのように対処していくのか（現在は各区の文化協会の事業として扱っている場合が多いが）、社会教育事業の一つとしてみるのか、あるいは文化事業と考えるのかによって、区レベルにおける社会教育係と地域文化振興担当の役割分担が異なってくる。しかし、これは行政側からの判断であって、市民からすればどちらでもよく、よりよいサービスさえ享受できれば問題はないのである。いずれにしても、変化する行政サービス需要にいかにか組織として効率的に対処していくかが、課題であるといつてよいであろう。

次に第三点として、昨年七月に設立された横浜市文化振興財団の役割である。現在様々な企業や自

図-1 首都圏郊外の文化砂漠化の現状

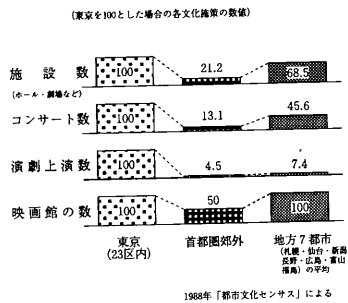
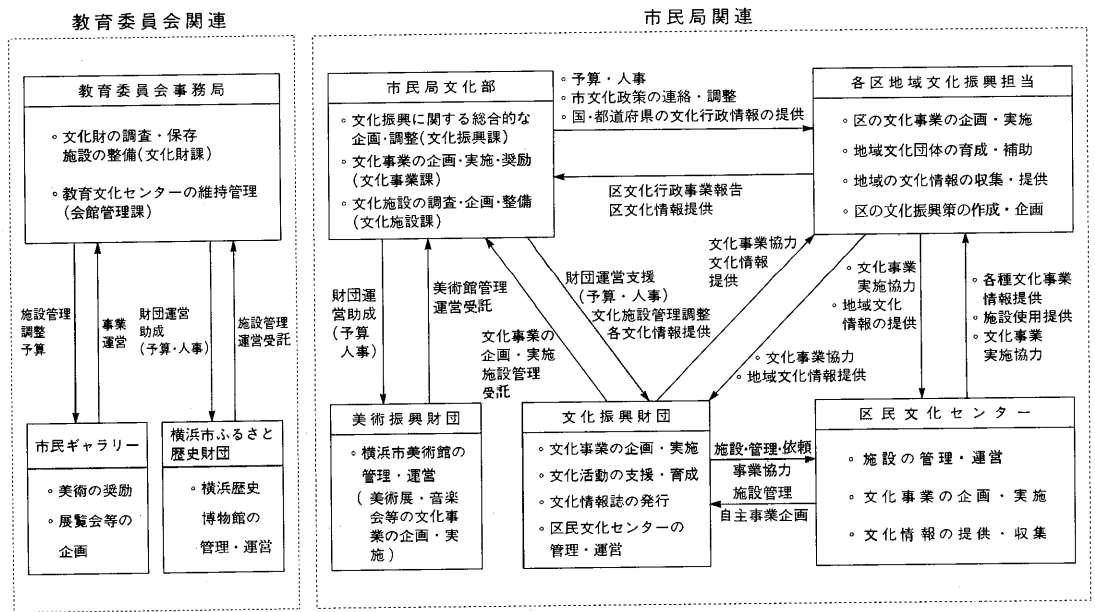


図-2 横浜市文化関係組織の役割分担と協力関係



治体によって数多くの芸術文化支援財団が設立されている。水戸や藤沢にみられるような芸術監督制度をあえて採用しなかった点を考慮すれば、今後いかに横浜らしきを持った文化事業を展開していけるかが、大きなポイントとなっていくであろう。地域に根ざした文化情報を発信していくための支援制度をどのように財団として機動的に実施していくのか、これは財団のプロパー職員を含めて財団自身が今後知恵を絞っていかなければならない問題であろう。

また、財団としても、プロパー職員の資質を高めていくうえで、研修制度の充実を図っていく必要がある。担当職員の実力度が事業の質に大きく影響してくる「文化事業」であればこそ、日頃の地道な努力と研鑽が望まれるのである。またそれが特色ある文化振興財団として存在していくための重要なファクターにつながっていくであろう。

### 六——区レベルでの文化振興について

これまでは、かなり幅広く、文化行政の概念や組織体制のあり方について話を展開してきたが、ここで西区の地域文化振興担当として、実際に自ら携わってきた文化事業を具体的に紹介するとともに、係長会等で議論されてきたこと

表 - 5 芸術文化活動へ助成を行う主な財団

財団名	助成の分野/目的	事業助成	調査研究	海外派遣	招聘	出版	顕賞	奨学	助成の要件/応募の要件
アサヒビール 芸術文化財団	美術・音楽 振興、国際交流	○		○					推薦制公募、直接応募
アフィニス文化財団	音楽、振興	○						○	財団指定のプロ対象、非公募
アリオン音楽財団	音楽 振興、若手育成、聴衆育成		○	○	○		○		推薦制公募、直接応募
沖永文化振興財団	地域文化、振興、保存	○	○			○			推薦制公募
花王芸術文化財団	美術・音楽 振興、国際交流	○	○	○					プロ級対象、日本人対象 推薦制公募、直接応募
鹿島美術財団	美術 振興、国際交流		○	○		○			推薦制公募
五島記念文化財団	音楽・美術 振興、国際交流、若手育成	○		○	○		○		新人対象(年齢制限) 推薦制公募、直接応募
サントリー音楽財団	音楽、振興	○				○	○		推薦コンサート開催
セゾン文化財団	演劇 振興、国際交流	○	○	○	○	○	○		直接応募
ソニー音楽芸術 振興財団	音楽 振興、国際交流、若手育成	○		○					新人対象(年齢制限) デビューコンサート開催
三井海上文化財団	音楽、地域文化 振興、国際交流	○		○	○		○		アマチュア対象、推薦制公募
東洋信託文化財団	音楽・美術・演劇、地域文化	○	○						アマチュア対象、直接応募
日本交響楽振興財団	音楽・芸術・演劇、伝統芸能	○							直接応募
野村国際文化財団	音楽・美術・演劇 振興、国際交流、若手育成	○		○				○	直接応募
ポーラ伝統文化 振興財団	伝統芸能 振興、保存						○		直接応募
三菱信託芸術 文化財団	音楽 国際交流、聴衆育成	○		○					プロ対象、非公募
ローム・ミュージック ・ファウンデーション	音楽 振興、国際交流	○	○	○	○				直接応募
安田生命クオリティ オブライフ文化財団	音楽、伝統芸能 振興、若手育成、保存	○		○				○	推薦制公募

AN. PRESS Vol.5 P6 より掲載



を中心に、区レベルでの文化振興について述べてみたい。

現在本市では、各区に地域文化振興担当が設置され、平成四年度に全区において係長一・係員二の三人体制で業務が執行されることとなった。ちなみに西区においては、平成四年度に三人体制となっている。これまでに西区で企画実施してきた事業は表1-6のとおりである。

これらの中で、いくつかの課題をもつ事業を指摘してみよう。例えば、音楽コンサートとしては、従来クラシック系統が開催されてきたが、平成四年度にはジャズ講座への転換を図ってみた。ジャズへの取り組みは、すでに中区の本牧ジャズフェスティバルや旭区のジャズ祭等、他区においてかなり大規模なイベントとして行われているので、それらの事業との差別化を図る意味から、四回シリーズの講座形式としてみた。つまり各回毎にテーマを設定し、ジャズ評論家によるビデオ等の映像を利用したトークと地元ミュージシャンによる生演奏を組み合わせた。また場所も大規模なホールや公園等ではなく、横浜駅西口のSTスポットというミニスタジオを使用し、出演者と観客がフェイスツーフェイスで対峙できる雰囲気をつくることとした。今後このジャズ講座を更に発展させていくには、ただ単に鑑賞事業として継続していくの

ではなく、地域の人材を育てていくようなプログラムへの移行が必要ではないだろうか。

例えば区の中高校生にジャズの良さを知ってもらい、地元のプロミュージシャンによってジャズクリニクが行われ、地域が誇れるような学生ビッグバンドが生まれるようになれば本来の意味での地域文化振興の成果といえよう。

もう一つ課題の多いのが「文化協会」とのからみである。現在六区(鶴見・港南・磯子・戸塚・西・神奈川)に「文化協会」が存在するが、そのいずれも問題点が多い。「文化協会」は、区によって実態がそれぞれであるが、現在表面化している問題点には次のようなも

表-6 平成4年度西区文化事業総括

行事名	主催団体	実施場所	実施月日	内容	主管課
西区ジャズ講座	西区ジャズ講座 実行委員会	STスポット	7月28日(火)	・名作映画でたどるジャズの歴史 「ベニー・グッドマン物語」「コットンクラブ」 「グレン・ミラー物語」「ラウンド・ミッドナイト」	市民課地域文化 振興担当
			8月6日(木)	・特別企画 ウォーマッド92〜横浜のアーティストから〜 対談 藤村俊之 VS 関谷元子	
		ヤマハホールFCサロン 相鉄本多劇場	9月16日(木)	・ヨコハマ・ジャズ・ストーリー 〜日本に入った舶来ジャズと芸能〜	
			10月27日(火)	・ジャズの楽しみ方あれこれ 〜ジャズのいろいろなスタイルの変化〜	
GOGO WEST ロック・コンサート チャリティー芸能大会	西区ロック 実行委員会 西区文化協会	西センター	9月13日(日)	・世界にはばたくジャズ 〜日本ジャズの海外進出と外国ジャズマンの頻繁な来訪〜 ・オリジナル曲によるロックグループの競演 最優秀バンドにはマスターCDを贈呈	市民課地域文化 振興担当
かもんやま新能	かもんやま新能 実行委員会	掃部山公園	7月19日(火)	・文化協会会員グループの芸能発表によるチャリティー収益金を西区社会福祉協議会に寄付	
かもんやま新能	かもんやま新能 実行委員会	掃部山公園	9月22日(火)	・内容 能「頼政」・「杜若」 狂言「呼声」 <出演者> 喜多六平太・観世鏡之丞・茂山千之丞 他	
ルート16・西区ストリート・ギャラリー事業	ルート16・西区ストリート・ギャラリー実行委員会	桜木町高架下壁画 西センター	9月17日~27日 10月3日(土)	・サンディエゴからの画家による壁画製作 ・日本劇画家による壁画製作 ・軽井沢中学校生徒による壁画製作 ・シンポジウム「都市空間とアート」の開催	市民課地域文化 振興担当
アンナ・オン・アンナ	横浜市民文化振興財団	西センター	10月4日(日)	・英国女優 イローナ・リンスウエイトによる一人芝居	横浜市民文化振興 財団と共催
西区文化祭	西区文化協会	西区役所 西センター	11月1日(日)~6日(金)	・創作展示(日本画・水墨画・洋画・鎌倉絵・手工芸・書道・華道・お茶会)	市民課地域文化 振興担当
			11月1日(日)	・芸能祭(落語・合唱・パレエ・詩吟・民謡・邦楽・邦舞)	

のがあげられよう。

①組織の硬直化―役員の改選が行われず、また会員の高齢化が進んでいる。

②実施事業のマンネリ化―大部分が趣味のサークル活動が中心であり、事務・企画面においてリーダ・シップをとる者が少なく、毎年同じ事業の繰返しで終わっている。

③縦割り組織―部門別に活動が行われ、お互いの連携が少ない。

④不明確な性格―親睦団体なのか、文化祭等の実施団体なのか、区の文化振興の立案・推進団体なのかはつきりしない。

以上のように、多くの問題点を抱える「文化協会」ではあるが、区民参加・発表型の実施団体として、一定の役割を果たしてはいる。今後はどのようにレベル・アップを図るか、新しい活力を育てていくのが大きな課題であろう。最後に、区における文化振興担当のあり方について、包括的に述べておきたい。基本的には、各区毎にそれぞれの状況があり、一概に「原則的システムとしてかくあるべし」という方針を提示することは、いささか無理な感じがする。強いていえば、地域のコーディネータとして、文化振興財団や区民文化センターと連携をとりながら、「街づくり」的視点を踏まえた上で、文化事業を継続的に企画、コーディネートして

けるようになれば理想的であろう。また財源的な面でも、区自主活動費を分け合うのではなく、地域文化活動費といった形で、独自の定額予算配布が得られることが望ましいであろう。

## 七―おわりに

以上「芸術文化」分野に対するマクロ的側面として、「文化行政」の概念の変遷について述べるとともに、ミクロ的側面としての具体例として、横浜市の「文化行政」の歩みとその現状並びに課題、そして区レベルでの文化振興のあり方を本論で取り上げてきた。いかんせん勉強不足と経験不足もあって、単なる記述の羅列と若干の所感を書いたに過ぎなくなってしまった。今後さらに実践と理論の検証を続けていかなければならないと再認識することとなった。

これまで私たちは、芸術文化活動について、あまりに創作者の自己負担に任せ過ぎてきた。ともすれば、芸術活動は分かりにくいもの、一部の人のよってしか共有できないものという観念が強すぎたのかもしれない。また、長い歴史をもつ日本独特の家元制度に基づくお稽古事が、個人的な趣味をある程度支えてきたこともそのような観念を助長する一つの要因にもなっているのだろう。この現状を変えていくためにもこ

こで改めて芸術の「公共財」的性質について問直してみる必要がある時代にさしかかっていると見えよう。その議論の中から芸術・文化におけるインフラの整備のあり方、地方自治体が果たしていかなければならない役割を模索すべきである。

## ＜参考文献＞

- ・「企業メセナ白書91」（財企業メセナ協議会）
- ・「企業の社会貢献活動」社会教育三月号（一九九二年）
- ・「アートサポート'90S」（芸団協出版部）
- ・「芸術文化振興基金の課題」（芸団協出版部）
- ・「市民文化と文化行政」（森啓編著、学陽書房）
- ・「行政の文化化」（上田篤編著、学陽書房）
- ・「文化ホールがまちをつくる」（森啓編著、学陽書房）
- ・「平成二年度神奈川県市町村文化行政研究会報告書」
- ・A・N・PRESS Vol.2 Vols（秋原康子編）
- ・月刊かながわ一九九二年三月号 特集「芸術と自治体」
- ・季刊 自治体学研究52号「芸術と自治体」豊かさと感動を求めて」
- ・「企業は文化のパトロンとなり得るか」（福原義春著、求龍堂）
- ・「文化のパトロネージ」（電通総研、洋泉社）
- ・「芸術と地域」（監修・團伊玖磨等、ぎょうせい）
- ・「文化経済学のすすめ」（池上惇著、丸善ライブラリー）

△西区市民課地域文化振興担当係長▽